令和元年度第2回 大阪市都市計画審議会 会 議 録

日 時 令和元年9月9日(月)

午後2時00分

場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会特別委員会室

令和元年度第2回大阪市都市計画審議会会議録

〇日 時 令和元年9月9日(月) 午後2時00分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会特別委員会室

○議 題 議第238号 「大阪都市計画用途地域の変更について」

議第239号 「大阪都市計画特別用途地区の変更について」

議第240号 「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」

議第241号 「大阪都市計画道路の変更について」

議第242号 「大阪都市計画下水道の変更について」

○出席委員 22名(欠は欠席者)

会 長 澤木 昌典 委 員 大西 しょういち

会長職務代理者 加我 宏之 岡田 妥知

委員 欠 井上 典子 野上 らん

欠 宇都宮 浄人 東 貴之

浦西 秀司 竹下 隆

岡井 有佳 大橋 一隆

黒坂 則子 辻 淳子

佐藤 由美 足髙 將司

欠 島田 洋子 多賀谷 俊史

上善 恒雄 田中 ひろき

欠 髙岡 伸一 佐々木 哲夫

欠 中嶋 節子 西﨑 照明

松島 格也 中田 光一郎

欠 松中 亮治 井上 浩

欠 吉田 長裕

〇幹事(西江) それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和元年度第2回大阪 市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとう ございます。

私は、本審議会の幹事を務めております大阪市都市計画局都市計画課長の西江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々に申しあげます。携帯電話は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

なお、学識経験者の井上典子委員、宇都宮委員、島田委員、髙岡委員、中嶋委員、松 中委員、吉田委員におかれましては、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に、「会議次第」、「委員名簿」、次に、本日ご審議いただきます予定の議案書が1冊ございます。議第238号「大阪都市計画用途地域の変更について」、議第239号「大阪都市計画特別用途地区の変更について」、議第240号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、議第241号「大阪都市計画道路の変更について」、議第242号「大阪都市計画下水道の変更について」でございます。次に、2冊目といたしまして、先ほど申しあげました議第238号から議第242号の5議案に対する「意見書の要旨」がございます。以上4点でございます。お手元にございますでしょうか。

また、本日は報道関係者より撮影等の申し出がございますので、あわせて報告させていただきます。

それでは、これより審議をお願いいたしますが、本日の審議会では29人中22人の委員の方々がご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

また、本審議会の会議の傍聴につきましては、大阪市都市計画審議会傍聴規程に基づき、先着順での定員10名となっておりますが、本日はさらに2名の傍聴希望者がお見えになっているところです。つきましては、この定員を超える傍聴希望者の取り扱いにつきまして、審議会としてお諮りいただければと存じます。

それでは、以後の進行につきましては、澤木会長にお願いいたします。

○澤木会長 それでは、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、委員を 私のほうから指名させていただきたいと思います。当審議会運営規程第8条の規定によ りまして、私から、本日は加我委員と岡田委員にお願いしたいと思います。よろしくお 願いいたします。

先ほど幹事から説明のありました傍聴者の定員に関しまして、皆様にお諮りしたいと 思います。

傍聴規程では、傍聴の定員を10名と定めておりますが、今回につきましては、席の余裕もあるようでございますので、特例として規程に定める定員を超えての傍聴を認めてまいりたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇澤木会長 よろしいでしょうか。

それでは、傍聴を認めてまいりますので、傍聴希望者に事務局から伝えるよう指示いたします。

〇幹事(西江) それでは、改めまして傍聴の方々に申しあげます。

携帯電話は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

〇澤木会長 それでは、会議が円滑に進行いたしますよう、委員の皆様のご協力をお願い いたします。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長より付議のありました議第238号「大阪都市計画用途地域の変更について」、議第239号「大阪都市計画特別用途地区の変更について」、議第240号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、議第241号「大阪都市計画道路の変更について」、議第242号「大阪都市計画下水道の変更について」でございます。

これらにつきましては相互に関連いたしておりますので、その内容につきましては幹事から一括して説明をしていただきたいと思います。

それでは、幹事のほうから説明よろしくお願いいたします。

〇幹事(寺本) 当審議会の幹事を務めております大阪市都市計画局の計画部長、寺本で ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議案書と前のスクリーンを使いましてご説明をさせていただきま

す。

まず議第238号「大阪都市計画用途地域の変更について」、議第239号「大阪都市計画特別用途地区の変更について」、議第240号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、議第241号「大阪都市計画道路の変更について」及び議第242号「大阪都市計画下水道の変更について」は、相互に関連がございますので、一括してご説明をさせていただきます。

表紙に議第238号から議第242号と記載されておりますお手元の議案書及び参考資料を ご覧ください。

本日ご説明させていただきます内容といたしましては、大阪市此花区の西部にある夢 洲の国際観光拠点化に関する内容でございまして、平成29年度に定めました夢洲まちづ くり構想に基づき、夢洲の都市計画を変更しようとするものでございます。

まず、夢洲の現状でございます。夢洲につきましては、全体面積約390へクタールの 広大な土地で、埋め立てのエリアとしまして1区から4区に分かれております。

土地利用が進んでいるところから順にご説明させていただきますと、東側の4区につきましては既にコンテナターミナルとして稼働しておりますほか、倉庫などの土地利用などが進んでおります。3区につきましては、東側半分につきましては土地利用が可能な状況となっておりまして、うち中央部は既に分譲されております。3区の西側半分と2区につきましては、公共事業の建設発生残土や大阪港のしゅんせつ土砂により埋め立てを行っております。西側の1区につきましては、廃棄物の処分場として活用されているほか、夢洲メガソーラーが立地している状況でございます。

交通インフラといたしましては、北側の舞洲方面への夢舞大橋、南側の咲洲方面への 夢咲トンネルにて接続されている状況でございまして、今後、2区、3区の一部を活用 して国際観光拠点化をめざそうとするものでございます。

夢洲の国際観光拠点化の検討の経過でございますが、経済3団体、大阪府、大阪市により夢洲まちづくり構想検討会を平成26年10月に発足させまして、夢洲まちづくり構想 (案)を作成し、平成29年4月から5月にかけまして大阪市においてパブリックコメントの手続を経まして、同年8月に夢洲まちづくり構想を策定いたしました。

この夢洲まちづくり構想におきましては、臨海部のめざすべき姿として、広大な用地が確保できる夢洲のポテンシャルを最大限に発揮できるまちづくりをめざすとともに、 舞洲、咲洲などの臨海部の各エリアとの連携により、さらなる経済振興・都市魅力向上 に資する拠点をめざすこととしておりまして、新たな国際観光拠点、国際物流拠点が両立するように、適切なゾーニングと都市基盤等の整備を図ることといたしております。

夢洲につきましては、国際観光拠点の位置づけのもと、コンセプトをスマートリゾートシティとしておりまして、ジャパンエンターテイメントとして大阪、関西、日本観光のかなめとなる独創性に富む国際エンターテイメントの拠点形成、ビジネスモデルショーケースといたしまして、新しいビジネスにつながる技術やノウハウを、世界第一級のMICE拠点を中心に、最先端技術の実証・実践の場としてショーケース化し、国内外に発信、アクティブライフクリエーションとして、健康で活き活きとした生活をエンジョイできる革新的な技術などの創出と体験といった拠点形成のための都市機能を持たせるものとしております。

具体的な土地利用のゾーニングでございますが、夢洲のまちづくり構想のコンセプトなどを踏まえまして、東側は、既に国際物流拠点として機能している物流ゾーン、産業・物流ゾーン、中央部は、国際観光拠点の形成を図る観光・産業ゾーンとし、西側には、みどりあふれるオープンスペースや親水空間を形成するグリーンテラスゾーンとしていくこととしております。

次に、都市基盤等の整備についてご説明いたします。

道路につきましては、物流交通と観光交通の円滑性が確保できるように、北側の舞洲、南側の咲洲、西側に将来造成される新島にそれぞれつながります臨港道路と、国際観光拠点内に、北側の護岸沿いにおきましては、親水性の高い土地利用を図り、また中央部におきましては一つの大きな街区を形成する、いわゆるスーパーブロックによる区画の形成を図ることができるように、観光外周道路を配置する計画としております。

鉄道につきましては、北側の舞洲方面、南側の咲洲方面から鉄道を延伸しまして、夢 洲の中央部に、夢洲の新駅及び駅前広場を設ける計画としております。

また、下水道につきましては、汚水の処理施設として既に設備のありますコンテナターミナルを除き、公共下水道の排水区域に編入し、夢洲の北東部において、此花処理場に送るための夢洲抽水所を配置することとしております。

国際観光拠点は、埋め立てによる土地造成などの基盤整備の進捗に合わせて、北側から順に早期に活用できる第1期、万博の開催区域の一部となる第2期、第3期と段階的に土地利用を進めることとしております。

以上が夢洲まちづくり構想の概要でございます。

今回、都市計画を定めようとする内容についてご説明をさせていただきます。

まず、用途地域、特別用途地区、防火地域及び準防火地域につきましては、基盤整備を進めている国際観光拠点の形成を図る第1期エリアと、万博の理念を継承したまちづくりを行い、国際観光拠点のさらなる強化を図る第2期エリアにつきまして、早期に土地利用を誘導できるように定めることとしております。

次に、道路につきましては、夢洲全体の開発を想定しまして道路の規模を定めることとしておりますが、万博会場の一部となります第2期エリアにつきましては、万博の跡地利用を踏まえて道路の位置を定める必要がございますため、今回、都市計画決定しようとする道路につきましては、国際観光拠点の形成を図るエリアのうち、第1期エリアのみを対象としております。

下水道につきましては、道路同様に夢洲全体の開発を想定して、区域やポンプ場の施設規模を定めることとしており、既に浄化槽が整備されておりますコンテナターミナル部分を除いた全域を対象といたしております。

それでは、今回の議案につきましてご説明申しあげます。

まず初めに、議第238号「大阪都市計画用途地域の変更について」ご説明させていた だきます。お手元議案書は5ページから7ページの計画書及び9ページから10ページの 説明図でございます。

今回、用途地域を変更しようとする区域は、赤色の線で囲われている部分でございまして、本計画区域におきましては、都心に近接して広大な用地の確保ができる臨海部という立地特性を活かし、新たな国際観光拠点の形成をめざすべく、用途地域の変更を行おうとするものでございます。

内容といたしましては、現在の準工業地域、指定容積率200%及び工業地域、指定容積率300%を、商業地域、指定容積率400%に変更する区域と、一部、区域界の整理に合わせまして、工業地域、指定容積率300%を、準工業地域、指定容積率200%に変更するものでございます。

この結果といたしまして、大阪市全域で商業地域が約143.3へクタール増加し、準工業地域が約107.4へクタール減少、工業地域が約35.9へクタール減少いたしまして、議案書5ページの計画書のとおりとなります。

次に、順番が前後いたしますが、ただいまご説明いたしました用途地域の変更と関連性が強い議第240号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、先にご

説明させていただきます。お手元議案書は21ページから23ページの計画書及び25ページ から26ページの説明図でございます。

用途地域の工業地域から商業地域への変更に伴いまして、前のスクリーン赤色の線で 囲んでおります約35.9~クタールの区域につきまして、都市の不燃化の促進に適切に対 応するため、準防火地域に指定しようとするものでございます。

これによりまして、大阪市全域の準防火地域は約1万5,950へクタールとなります。 続きまして、議第239号「大阪都市計画特別用途地区の変更について」ご説明させて いただきます。

お手元議案書戻りまして13ページから15ページの計画書及び17ページから18ページの 説明図でございます。

特別用途地区は、地区の特性にふさわしい土地利用の増進または環境の保護等の特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区でございまして、指定されている用途地域の規制に加えて、建築物の用途に係る規制または緩和を行うものでございます。

今回、用途地域の変更で商業地域に変更する区域におきまして、混在すると国際観光 拠点になじまないと考えられます幼稚園や小・中・高の学校、性風俗等の施設の立地を 制限するため、特別用途地区「国際観光地区」を指定いたします。

これによりまして、本市の特別用途地区は、工業保全地区の夢洲地区が約35.9へクタール減少いたしまして、国際観光地区約143へクタールを新たに指定することとなります。

続きまして、議第241号「大阪都市計画道路の変更について」ご説明させていただきます。お手元議案書は31ページから32ページの計画書及び33ページから34ページの説明図でございます。

都市計画道路につきましては、環状道路を形成します3路線を追加いたします。

まず、国際観光拠点の物流ゾーンとの境界に、延長約520メートル、8車線、幅員34 メートルとする夢洲中央線を配置いたします。この夢洲中央線には、夢洲の新駅との交 通結節点となります夢洲駅前広場、面積約1万平方メートルを設置いたします。

次に、この夢洲中央線の北端を起点とし、東西方向としては親水空間の形成を図るために、夢洲の北岸から離隔を確保しつつ、南北方向では西側のグリーンテラスゾーンの境界部分を通る、白く色を抜いておりますけれども、こちら延長約1,240メートル、6

車線、幅員30メートルとする夢洲環状1号線を配置いたします。

次に、夢洲中央線と夢洲環状1号線を東西に結び、第1期エリアのスーパーブロックの形成を図ることができるように、延長約810メートル、6車線、幅員30メートルとする夢洲環状2号線を配置いたします。

構造形式は3路線とも地表式、いわゆる平面の道路でございます。

これによりまして、夢洲における国際観光拠点の骨格を形成するとともに、国際観光 拠点内の円滑な交通機能の確保をしようとするものでございます。

続きまして、議第242号「大阪都市計画下水道の変更について」ご説明させていただきます。お手元議案書39ページから41ページの計画書及び43ページから44ページの説明図でございます。

下水道につきましては、夢洲における国際観光拠点の形成をめざすに当たりまして、夢洲の一部を新たに此花処理区公共下水道の排水区域に編入しようとするものでございます。

排水区域については、夢洲で発生する汚水を処理するために、既に浄化槽が設置されていますコンテナターミナルを除く夢洲地区約306へクタールを追加し、排水区域面積は約1,387へクタールとなります。

次に、汚水を此花処理場へ送るため、夢洲北東部に新たに面積約7,000平方メートルの夢洲抽水所を設けることとしております。夢洲抽水所に集約されました汚水は、舞洲抽水所を経由して、此花処理場で処理される計画となっております。

これまでの経過といたしまして、この5議案につきましては、都市計画案となる前の 素案の段階で、本年4月に地元説明会を開催しまして、パブリックコメントを経て都市 計画案を作成しております。

都市計画案につきましては、令和元年7月26日から8月9日まで縦覧を行いましたところ、お手元の別冊にお配りしております意見書の要旨にございますとおり、意見書が12通提出されておりますので、その要旨と本市の見解をご説明させていただきます。

意見書は、賛成の内容のものが10通、反対の内容のものが2通ございました。

まず、賛成の意見の内容をご説明いたします。

夢洲の国際観光拠点化は、大阪・関西の経済発展や都市魅力向上のために必要である。 大阪・関西の活性化のためにも、IRを含め世界に誇れるリゾートシティの構築を期待 する。都市計画案は、適正な検討を経て、適切な内容となっているというものでござい ます。

また、賛成意見に関連するものといたしまして、夢洲における国際観光拠点化の推進を期待するご意見をいただいております。その内容が、夢洲の国際観光拠点化は、大阪・関西の経済発展のために必要であり、経済を重視したIRを軸とする発展戦略を期待する。夢洲全体でどのようなまちにしていくべきか、将来のまちの姿を見据え、交通インフラをはじめ必要な施設などの検討を進め、整備されることを期待する。大阪市内の各部署の緊密な連携が重要となるため、トップレベルから実務レベルまで、それぞれがともに考える恒常的な仕組みづくりに期待する。夢洲だけでなく、舞洲や咲洲も含めて、ベイエリア全体の相乗効果を最大化するための検討を深めていくことを期待するといった内容でございます。

こうしたご意見に対します本市の見解でございますが、夢洲では、平成29年8月に策定いたしました夢洲まちづくり構想に基づき、新たな国際観光拠点の形成に向けた取り組みを進めてまいります。夢洲の統合型リゾートの立地を含む国際観光拠点化につきましては、大阪府・大阪市共通の大阪の成長戦略の一つに位置づけており、今後の夢洲の土地利用や交通インフラなどのまちづくりの具体化に向けた組織体制として、大阪府と連携しながら、大阪市の関連部署が横断的に各事業間の計画内容や進捗などの総合的な調整を行うため、大阪市長を本部長、大阪府副知事及び大阪市副市長を副本部長、関係局長等を本部員とした夢洲まちづくり推進本部を新たに配置しております。

また、夢洲を中心に、USJや海遊館、舞洲のスポーツ施設などの観光集客拠点との 連携も図り、ベイエリア全体の魅力向上にも取り組んでいくこととしております。

次に、反対のご意見についてご説明いたします。内容を大別いたしますと3点ございまして、土地利用の方向性に関するもの、夢洲における商業施設、集客施設の立地に関するもの、それと、その他関連事業の実施に関するものの3点でございます。

まず、土地利用の方向性に関するものにつきましては2点ございまして、1点目といたしまして、夢洲は阪神港として大阪市最大唯一の物流拠点であり、今後もさらに発展させる計画がこの用途変更により阻害され、ひいては大阪の物流、経済への支障となり得るので、大阪の経済を支える基盤をないがしろにしているというご意見でございます。

次に、2点目といたしまして、国際観光地区に用途変更するのは、埋め立てが完了後、 土壌改良し、グリーンアイランドとして自然創生を果たし、日本が海外に向けて自然環 境を大事にしていることを証明できるようなものにしてからにしてほしいというご意見 でございます。

これら2点のご意見に対します本市の見解でございますが、夢洲につきましては、繰り返しになりますが、夢洲まちづくり構想に基づいたまちづくりを進めることとしており、この中で、既に稼働中のコンテナターミナル等、大阪・関西の経済活動や市民生活を支える国際物流拠点の機能を充実させるとともに、大阪の成長を牽引する新たな国際観光拠点を形成することとしております。

次に、夢洲における商業施設、集客施設の立地に関するものにつきましては、こちらも2点ございまして、1点目といたしましては、台風、津波、高潮、南海トラフ地震などの大規模災害に対して、夢洲は大阪湾岸で最も暴風と津波の被害を受けるなど、脆弱な土地である。また、土壌の液状化や浸水、地震、暴風時における交通インフラ機能の停止により、万博やカジノ、IRで予想される来訪者の孤立なども想定され、多くの人が長時間滞在する商業施設、集客施設を建設することは妥当ではないというご意見でございます。

このご意見に対します本市の見解でございますが、国際観光拠点とするエリアにつきましては、南海トラフ地震による想定上の津波最高高さから5メートル以上高く盛り土することとしており、また粘土質の土砂で埋め立てていることから、液状化にも強い基盤となっております。

また、夢洲へのアクセスを担う夢舞大橋、夢咲トンネルにつきましては、南海トラフなどの巨大地震に対する耐震性を確保しております。

災害時におけます国際観光拠点への来訪者の避難対策等につきましては、今後、夢洲 に進出する事業者等により、施設計画の具体化に合わせて検討が行われることとなって おります。

なお、万博開催時は、万博の立候補申請文書、いわゆるビッド・ドシエにも記載のと おり、会場内での広場や施設等への安全な避難誘導や、備蓄、情報提供等による来場者 が安心して滞在できる環境を整備するなど、来場者の安全・安心を確保するために必要 な対策を講じることとしております。

もう1点、夢洲におけます商業施設、集客施設の立地に関するものの2点目といたしまして、夢洲の土壌は不安定で、汚染物質や有害物質が含まれているため、商業施設、 集客施設を建設することが妥当ではないというご意見でございます。

この意見に対します本市の見解でございますが、国際観光拠点化を図るエリアにつき

ましては、受け入れ時点での基準を遵守したしゅんせつ土砂や建設発生残土で埋め立て を行っております。

次に、その他関連事業の実施に関するものにつきましては3点ございまして、今回の 都市計画変更案と直接関係あるものではございませんが、ご参考までに本市の考えをお 示しいたします。

まず1点目といたしまして、地下鉄延伸は、夢洲に来ることが法的に決まっていないカジノ業者からの支援を前提としているが、カジノ業者からの資金援助がなかった場合の資金や債務の負担について大阪市民の税金へ転化するのか、また、大阪市廃止構想の場合どうなるのかなど、明らかでないといったご意見でございます。

このご意見は、地下鉄延伸の整備財源に関する内容でございまして、本市では、IRを含む夢洲の国際観光拠点化の実現に向けて取り組みを進めておりまして、IR区域整備に伴う夢洲地区への訪問者の増加等に対応するため、コスモスクエア駅から夢洲の新駅までの地下鉄延伸を含むインフラ整備費の一部をIR事業者に求めていくこととしているものでございます。

次に、2点目といたしまして、廃棄物、建設残土及びしゅんせつ土の処分場となっている夢洲において、購入土砂による埋め立てが廃棄物処分場を失うことにつながるという課題が示されておらず、ごみの有料化など市民の負担の増加につながりかねないため、商業施設が負担を負うべきであるというご意見でございます。

このご意見は、夢洲の廃棄物処分場などに関するご意見でございます。夢洲の国際観光拠点化に際して、購入土により埋め立てを進めるエリアは、国際観光拠点の第1期及び第2期とするエリアでございます。ごみの焼却残渣などの廃棄物を受け入れているエリアはグリーンテラスゾーンとするエリアでございまして、これまで同様に引き続き廃棄物処分場として活用していくこととしております。

なお、国際観光拠点となる第3期とするエリアにつきましては、万博開催後も引き続きしゅんせつ土砂や建設発生残土の処分場として活用していくものと考えておりまして、 夢洲の土地利用状況に鑑みながら対応してまいりたいというふうに考えております。

最後に3点目といたしまして、現在も渡り鳥が数万羽立ち寄り、大阪湾では貴重な干潟となりつつある。国際観光地区にするなら、そのような貴重な自然環境を保全することで国際的な希少性を創出すべきであり、購入土砂で埋め立てて、突貫工事で基盤整備を行うべきではなく、環境アセスメントをしっかりと行い、じっくり時間をかけて世界

に恥じないものをつくるべきであるというご意見でございます。

このご意見は、土地造成及び自然環境に関するご意見でございます。夢洲の埋め立て を進めていくに当たりましては、渡り鳥等に対しては、鳥獣保護法等の法令に基づき適 切に対応していくこととなります。

長くなりましたが説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し あげます。

〇澤木会長 ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。

ただいまの議案につきまして、これから審議に入るわけでございますけれども、都市計画案の縦覧の際に意見書を提出された2名の方から、審議会宛てに意見陳述の申入書が出ております。つきましては、審議会運営規程第9条第3項に基づき、これら2名の方の意見陳述をそれぞれ5分以内で非公開で認めてまいりたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○澤木会長 それでは、異議がないようですので、今述べましたとおり、意見陳述を認めてまいりますので、そのように取り扱うよう、陳述希望者に事務局から伝えるように指示をいたします。伝えていただきますようよろしくお願いします。
- **〇幹事(西江)** では、これより陳述の手続を開始したいと思います。傍聴の皆様方、報 道機関等の皆様方につきましては、非公開による陳述となりますので、大変お手数では ございますが、事務局の側でご案内をいたしますので、一旦ご退室をお願いいたします。

<意 見 陳 述>

〇幹事(西江) それでは、傍聴、報道などの方々も席に戻られましたので、引き続き会議を進めさせていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

○澤木会長 それでは、先ほど幹事より一括して説明のありました議第238号から議第242号の議案につきまして、ご意見、ご質問を賜っていきたいと思います。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

多賀谷委員、どうぞ。

○多賀谷委員 自民党の多賀谷でございます。

先ほど、今回の議案に対して説明があった意見書以外にも、私のところにもいろんな意見が来ております。当然、賛成、反対、いろんな意見があって当然だと思います。ただ、大変基本的なことを聞いて申しわけないんですけれども、この意見の中には都市計画の内容と直接関係のないものもあるというふうに思いますし、実際どのことが我々が判断する場合に関係があるのかというのもちょっとわかりにくいところがあります。当然市民の意見をくみ上げて議論する場は大阪市会にあるわけですけれども、実際これからも夢洲については市会で議論していくことになると思います。

そこで改めてお聞きするんですけれども、都計審では議案に直接関係ない意見も含めて審議の対象となるのか、事務局に確認をさせていただきたいと思います。

- **〇澤木会長** それでは、ただいまの説明につきまして幹事に説明を求めますので、よろしくお願いします。
- **〇幹事(西江)** お答えいたします。

都市計画法には逐条解説というものがございまして、この都市計画法の逐条解説によりますと、都市計画審議会としては、付議された都市計画の案につき、可決するか否決するかを決することのみができるとされているところでございます。

本日ご審議いただいています議案につきましては、平成29年8月に策定いたしました 夢洲まちづくり構想に沿いまして、夢洲の中長期的なまちづくりを実現するために、道 路や下水道といったようなまちの骨格となりますような都市基盤、それから土地利用に 関して必要な事項を定めようとするものでありまして、今回のような場合は、種々の課 題の対応というのは、具体的なまちづくりの進捗に合わせても行われていくものでござ います。

今回の夢洲に関します都市計画案につきましては、もとよりさまざまなご意見が寄せられることが当初から想定されましたので、都市計画案の素案の段階で説明会を開催する、あるいはパブリックコメントを実施するなど意見の聴取に努めてまいりました。また、意見書以外で寄せられた本市への申し入れに対しましては、別途、本市の団体との協議等の持ち方に関する指針というものがございまして、この指針に沿いまして団体協議を実施させていただいたところでございます。

なお、縦覧期間中に寄せられました意見書には、議案とは直接関係がないと思われる 意見もございますけれども、本審議会において幅広い見地からご審議いただくために、 それらに対しても参考として本市の見解を先ほどお示ししたものであります。

- ○澤木会長 多賀谷委員、続いてどうぞ。
- ○多賀谷委員 幅広い見地からのご審議をいただきたいというふうにあるんですけれども、この都市計画審議会でいいましても時間が限られてますし、全てのことがここで議論されるわけでもないですし、例えば説明があって、世界第一級のMICE機能ということもあるんですけれども、我々も見たことないし、まだこれからそういうものが示されていくわけですよね。これだけの気候変動もいろいろあって、まだまだ議論することがたくさんあるんじゃないかと思うんです。

そこで、ここで我々が結論出したことが全て、もうこれで、今後議論を我々が重ねていかなければならないと思うんですけれども、そういったあれから見ると、限られた情報の中で我々がここで判断していくということになると思うんですけれども、今後との整合性をどういうふうに考えたらいいのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

- ○澤木会長 ただいまの質問につきまして、幹事に説明を求めます。お願いします。
- ○幹事(西江) 先ほどお答えをさせていただきましたけれども、今回のまちづくりは、都市計画の内容の種類からいきまして、中長期的にめざすべきまちづくりの内容を規定しようというものでございます。当然、例えば細かい内容、建物が決まらないと決まらない内容などについては今後の議論が当然必要なことになってまいりますので、それについては今後のしかるべき時期にきちっと議論していくということになろうかと思っております。
- **〇澤木会長** 多賀谷委員、どうぞ。
- ○多賀谷委員 そうですよね。先ほどもあったかと思うんですけど、やっぱりこの夢洲自身はまだ議論されてるんですけど、アクセスが非常に弱いですよね。工事期間中についての工事車両の出入り一つとっても、今後いろいろまだ詰めなければいけないところがありますし、そして実際に多くの人が来るわけですから、そのことについても、避難とかいろんなことについてもまだこれからの議論があるかというふうに思っております。

といったことから考えますと、我々議会としてはまだまだ、今回の結論だけではなくて、いろんな、今いただいた意見も含めて、そして今後の情勢の変化によって市会のほうで議論していくということでいいわけですよね。そういうことになるかと思います。 そういうことをちょっとお聞きしたかったということです。

もう1点ちょっと、これは当たり前のことなので確認という意味なんですけど、今回 都市計画審議会として論点をはっきり……、論点ですよね。1点確認したいんですけど、 夢洲まちづくり構想では物流ゾーンとか観光・産業ゾーンのように、ゾーンごとに土地利用の方針が示されてるんですけれども、今回の用途地域の変更については観光・産業ゾーンの中を変更しようということであって、それ以外の物流ゾーンや産業・物流ゾーン、グリーンテラスゾーンについては変更がないという理解でいいということで確認したいと思います。

○澤木会長 ただいまの質問につきまして幹事のほうから説明よろしくお願いいたします。○幹事(西江) ご説明いたします。

今回は夢洲まちづくり構想におきまして観光・産業ゾーンと位置づけられたエリアにつきまして、国際観光拠点の形成を図るため、用途地域の変更を行うこととしております。用途地域につきましては、この観光・産業ゾーンのうち早期に活用できる第1期及び万博開催区域の一部となります第2期の区域につきましては、基本的に商業地域に変更するものでございます。なお、第1期の北端部に一部準工業地域がございます。第3期につきましては、当面水面が残ることから準工業地域のままとしておるところでございます。物流ゾーン及び産業・物流ゾーンにつきましては、準工業地域及び工業地域としておるところでございまして、土地利用の方向性が変わっておりませんので、これらについては変更いたしません。また、グリーンテラスゾーンにつきましても準工業地域から変更いたしませんということで、委員のご指摘のとおりでございます。

- 〇澤木会長 どうぞ、多賀谷委員。
- ○多賀谷委員 今ご説明されたと思うんですけれども、今回、地震時の避難やインフラの耐震性とか、いわゆる防災の観点や自然保護の観点からさまざまな意見が寄せられてるということなんです。夢洲のまちづくりの内容の具体化に合わせて議論すべき問題、中でも半年間で約2,800万人の来場者を目指している万博開催時の避難計画等、最重要課題なんですよね。その他、自然保護もいろいろあると思います。それをしっかりとこれからも市会で議論していかなければならないというふうに考えております。

一方で、今回の都市計画案は夢洲の大きなまちづくりの方向性を定めた夢洲まちづく り構想に基づくものであって、方向性と今回の都市計画の整合性が図られてるという観 点から、我々も態度を決めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしま す。

これで終わらせていただきます。

○澤木会長 ありがとうございました。

そのほかご質問、ご意見ございませんでしょうか。井上委員。

〇井上(浩)委員 日本共産党の井上でございます。

私からも若干質問させていただきたいと思います。議案の第238号から242号まで一括 してお尋ねをしたいと思っております。

まず冒頭に先ほどの2名の方の意見陳述を拝聴いたしました。大変貴重なご意見であるという立場からお聞きをいたしました。そのことを最初に申しあげたいと思います。

まず1問目なんですが、今回用途地域の変更の案件が提出されております。議論されております。工業地域、準工業地域を商業地域に変更する案でございますが、そもそもこれ何のための変更なのかという角度からお聞きしたいと思うんですが、今回の用途地域等の変更につきまして、万博との関連はどうなのかということなんですが、用途変更しなくても万博は開催できると私は認識をしているんですが、この点いかがでしょうか。

- **〇澤木会長** ただいまのご質問に関しまして幹事のほうに説明を求めます。お願いいたします。
- 〇幹事(西江) お答えします。

今回の夢洲の都市計画変更につきましては、平成29年8月に府、市、経済3団体で策定いたしました夢洲まちづくり構想に沿ったものでありまして、短期的なものではなくて中長期的なまちづくりを実現しようと、そのために定めるものでございます。このうち用途地域につきましては、大規模な商業施設や宿泊、エンターテイメント施設などの集客施設の集積でありますとか、世界水準の質・規模を備えた大規模展示場、会議場といったような土地利用を誘導すると。それから、健康で活き活きとした生活を実現するための革新的な技術の創出や体験といったような新たな産業振興にも寄与する機能を実現するために、商業地域に変更するものでございます。

- 〇澤木会長 井上委員、どうぞ。
- ○井上(浩)委員 つまり用途変更しなくても万博自体は開催できるという認識でよろしいですね。つまりその後の半年後の万博の後のまちづくりを念頭に置いた用途変更だということであります。私も議会でこれまでも繰り返し繰り返し議論をしてきたところでありますけれども、IRが現市政、府政において最大とも言える成長戦略だと、こういう位置づけなんですね。それに対して我々の立場から申しあげてきたことというのは、IRが最大の成長戦略というのはいかがなものなんでしょうかということで、270万市民が日常生活を送り、なりわいを営み、そういう場所での成長戦略を考えるべきなので

はないでしょうかと、そういう立場から議論してきたところであります。これはもちろん平行線であるわけでありますが。そういう立場からも、私は半年で終わる万博の後、夢洲での成長戦略を推進していくと。しかもIRが眼目だということ。そのための今回この議案なわけでありまして、大変疑問を持ってるということをまず申しあげたいと思います。

それから、今回大変大きな、そしてまたまとまった面積の区域の用途地域を商業地域に変更するということであります。これは390ヘクタールですか、総面積。390ヘクタールということなんですが、本当に大きな、先ほどのパワーポイントの説明をお聞きいたしましても、また資料を拝見しましても大変広大なエリアだなということがわかるわけですが、これだけ大きな、そしてまとまったエリアの用途変更、しかも商業地にという、こういう事例というのは過去にあるんでしょうか。

- **〇澤木会長** ただいまの質問につきましていかがでしょうか。
- **〇幹事(西江)** ご説明いたします。

一般的に大規模な工場跡地の再開発など、相当程度まとまった低・未利用地の土地利用の転換を図る場合には、当該地区の新しいまちづくりの方針などに沿いまして、新たに必要となる都市基盤の整備とあわせて、めざすべきまちづくりにふさわしい用途地域に変更するということがございます。直近の事例でございますが、平成29年1月にうめきた2期地区約17へクタールにおきまして、うめきた2期区域のまちづくりの方針に基づきまして、用途地域を商業地域に変更したという事例がございます。

- 〇澤木会長 井上委員、どうぞ。
- ○井上(浩)委員 この規模からしても、またまとまったエリアだということからしても、前代未聞なんですね。うめきたは17へクタールほどですかね、面積にしたら。間違ってないですかね。うめきたで17へクタールです。今回390へクタールですからね。どれぐらい大きな用途変更かということがわかるわけであります。私は、前段にも申しあげましたが、既存の商業地域の活性化にこそ力を注ぐべきではないかなと。それこそ成長戦略として真正面に位置づけるべきではないかなと。何で今から新たに390へクタール商業地域に設定せなあかんのかと。そこで商売をするということ、その考え方そのものが、やっぱり既存の商業地域をもっともっと重視するべきだということを申しあげたいというふうに思っております。

最後にもう1点お聞きをいたします。

近年、全国的に地震や台風が多発しております。きょうも、きのう、きょうにかけて関東地方も大荒れの天気となっております。甚大な被害があちこちで発生しているという状況です。大阪でも昨年の大型台風で関西国際空港が浸水するという被害がありました。夢洲には大規模な商業施設をはじめ道路や鉄道のインフラを整備しようとしているわけでありますが、埋め立てによってつくられた人工島であるために地盤沈下が懸念される。地盤沈下しない人工島ってないんじゃないかなと思うんですが。聞いたことありませんので。夢洲において地震による津波や液状化への対策、長周期振動等に対するインフラの耐震性、さらには台風による浸水、高潮などへの対策、これちゃんととられているというご認識なんでしょうか。こんなところで商売しても大丈夫なのかということが一番心配されるんですが、いかがでしょうか。

- ○澤木会長 ただいまの質問につきまして説明を求めます。お願いします。
- ○幹事(西江) 先ほど意見書に対する本市の見解として一旦お示しをさせていただきましたけれども、夢洲の国際観光拠点とするエリアにつきましては、地盤沈下等を考慮いたしまして、想定上の津波最高高さから5メートル以上高く盛り土することとしております。また、粘土質の土砂で埋め立てていることから、液状化にも強い地盤となっております。また、夢洲へのアクセスを担う夢舞大橋、それから夢咲トンネルにつきましては、南海トラフなどの巨大地震に対する耐震性を供用時より確保しております。

なお、先ほど委員から面積の話がございましたけど、夢洲は約390へクタールでございます。そのうちの約143へクタールを商業地域に変更しようとするものでございます。

- 〇澤木会長 井上委員、どうぞ。
- ○井上(浩)委員 防災上、環境上、本来の用途地域の趣旨に照らしましても、私は商業地域にするというのはやっぱり疑問が払拭できないでおります。防災上の問題でいえば、昨年の台風21号のお話を先ほどしましたけれども、大変な被害を受けたわけです。護岸が破壊されたりとか、コンテナがひっくり返ってる映像なんかも繰り返し報道されたところでありますし、ベイエリアですから風も波も直撃というか一番もろに受ける場所でありますし、8年前の東日本大震災のときも、震源地から700キロ離れているにもかかわらず、WTCなんかも大きく揺れたと。360カ所破損した。エレベーターの閉じ込め事故、10名の方があのとき閉じ込められたんですけれども、たしか6名の方がWTC、ATCだったと思うんですね。残りの4名の方は此花区だったと思います。震源地から700キロ離れて一番被害を受けたのがあのベイエリアだったわけなんですよね。じゃ、

これ南海トラフ巨大地震が起きたときに大丈夫かという専門的な知見によって今のご答弁につながっているのかどうか、私は大変疑問に感じております。

環境アセスをこれからやられていくと思うんですけれども、愛知万博のときも環境アセスが当然やられて、最初は海上の森で実施するという予定だったわけですけれども、開発が進んでいく途上で特別天然記念物のオオタカの巣が発見されたということで、長久手に会場を変更したと、こういう経過もあるわけですよね。ですから貴重な野鳥もたくさん飛来してきているという状況も皆さんよくご承知だと思いますし、環境という点からいえば、ごみの処分地です。最終処分地であります。たしか国の法律が改正される以前の高濃度のダイオキシンも地中深くに埋め立てられている。これから基礎工事やっていくわけです。掘削していくわけですよね。そういう中で、高濃度のダイオキシンが浸出してくると、こういう可能性、当然想定されてると思うんですけれども、大丈夫なのかということですよね。環境アセスやっていく中で、オオタカの巣はないでしょうけれども、ダイオキシンの巣が見つかったらどうするんですかという話にも直面するわけですよ。ですから、いろんなことを想定しながら進めていかなければならないわけでありますね。にもかかわらず、これもう商業地にしてしまいますよと。つまり半年の万博が終わった後もそこで商売をやり、また交通アクセスを整えということを決めてしまうということであります。大変私は懸念と危惧を感じているところであります。

こういう特性を持ったエリアであるということを承知の上で商業地域にしてしまうということは、将来にわたってこのことは問われ続けていくということを我々委員は肝に銘じなければならないんではないかというふうに思っております。

頂戴しました資料を拝見しますと、用途地域の趣旨、これ参考資料として事前にいただいてた資料ですけれども、用途地域の趣旨という項目がありまして、用途地域は、将来のあるべき土地利用の姿を実現するための一手段として、建築物の用途、容積、形態を定め、地域の性格を明らかにするとともに、良好な都市環境の保全及び育成に努め、もって都市の健全な発展と秩序ある整備を図ろうとするものである。これそもそも良好な都市環境なんでしょうか。このエリアが。ごみの最終処分地ですよね。そもそも良好な都市環境と言えるのか。本来の趣旨としてこの土地は活用するべきではないのかという意見が寄せられるのはごもっともだと私は考えるものであります。

同時にこれから、冒頭の説明にあったようにインフラ整備も行われていくということ で、私は委員会等でも率直にこの点に絞って疑問を投げかけてまいりましたけれども、 ここに540億円かけて地下鉄を通して大丈夫なんですか。採算面も含めて、安全性も含めて大丈夫なんですかと繰り返し聞いてまいりましたけれども、はっきりした明確なご答弁というのは返ってまいりません。これから需要を検討しますとかそういったご答弁しかないわけであります。つまり万博が終わった後はIRを眼目にしてるわけですから、IR頼みなわけですから、IR専用列車になるわけですね。東京ディズニーランドに行ったらディズニーリゾートライナーというのが通ってますけど、リゾートライナーですよね。リゾートに行くお客さんを運ぶ地下鉄になる。それをメトロが経営するということでありますから、これ本当に経営面でも大丈夫なのかということも当然想定に置いて進めていくんだろうと思いますけれども、私はやっぱり懸念が払拭できないというふうに思います。

最後ですが、この大阪が頼みにしていた米国のカジノ大手ですね、繰り返し大阪のみが、日本の中では大阪のみがIRに最も適した場所だと、こういうふうに言ってきたわけですけれども、聞くところによりますと交通アクセスが悪い、開発タイムラインが厳しい、また負担金が大きいというようなことで撤退を表明したということも言われておりますので、やっぱりIR頼みの商業地という発想、こういう考え方、これには大変疑問を感じるということを申しあげまして、私の質疑を終わります。

〇澤木会長 ありがとうございました。

ただいまのご意見に対しまして、事務局何かお答えされますか。よろしいですか。 どうぞ、東委員。

○東委員 維新の東です。

先ほど多賀谷委員のほうからも本来の都市計画審議会で何を審議するのかという確認もありまして、事務局のほうから逐条解説のご披露もありました。本日は意見陳述ということで我々も聞かせていただきましたけれども、本日賛成の方の意見陳述がなかったりいろいろありますので、今後、この都市計画審議会のほうでどのような議論を進めるのかという本来の部分を会長と、また事務局のほうでいま一度整理いただいて、次回からの審議会の開催を希望するものです。

以上です。

- ○澤木会長 ただいまのご発言の趣旨は、今回の議案を次の審議会でもう一回議論しようという……
- ○東委員 いえいえ、きょうはこれ決めていただいたらいいですけれども、次回以降も会

長の仕切りでもう少し本来の議論で時間が使われるようにお願いしたいと思います。

○澤木会長 わかりました。そういうご意見です。

そのほかの方からご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 (発言する者なし)

○澤木会長 それでは、議第238号議案から順に表決を確認してまいりたいと思います。 議第238号「大阪都市計画用途地域の変更」につきましてですけれども、これは井上 委員からご異議が出ておりますので、採決といたしたいと思います。

議第238号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○澤木会長 挙手多数でございますので、議第238号議案は原案どおり可決されました。 続きまして、議第239号議案「大阪都市計画特別用途地区の変更」につきましてです けれども、これもご異議ということでよろしいですね。これもご異議がございますので、 採決といたします。

議第239号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○澤木会長 挙手多数でございますので、議第239号議案は原案どおり可決されました。 続きまして、議第240号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更」につきましてですけれども、これもご異議でよろしいですね。用途が関係しますので。これにつきましてもご異議がございますので、採決といたします。

議第240号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○澤木会長 挙手多数でございますので、議第240号議案は原案どおり可決されました。 続きまして、議第241号議案「大阪都市計画道路の変更」につきましてですけれども、 これもご異議でよろしいですね。ご異議があるようですので、採決といたします。 議第241号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○澤木会長 挙手多数でございますので、議第241号議案は原案どおり可決されました。 続きまして、議第242号議案「大阪都市計画下水道の変更」につきましてでございま す。こちらにもご異議があるようでございますので、採決といたします。

議第242号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○澤木会長 挙手多数でございますので、議第242号議案は原案どおり可決されました。
以上をもちまして本日の審議は終了いたしました。

本日決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせます。それでは、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後3時19分

大阪市都市計画審議会委員 力口 我 宏 之 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 岡田妥 矢口 ⑩